

2度目不起訴「相当」

京大病院の
消毒液混入

検察審査会が議決

京大病院（京都市左
京区）で二〇〇〇年、人
工呼吸器に誤って消毒用
エタノールが注入され、
入院患者の藤井沙織さん
が当時（も）が中毒死し
た事件で、京都検察審査
会は八日までに、再捜査
をして担当医師（五）を不
起訴とした京都地検の処
分を「相当」とする議決
をした。

その死因を書いたとして
虚偽有印公文書作成など
の容疑で書類送検され、
いったん不起訴になった
が、両親の申し立てを受
けた同審査会は〇四年に
「不起訴不当」と議決。
地検は新たな証拠に基
づいて再捜査し、〇五年
二月、再び不起訴に。両
親が翌月、二度目の審査
を申し立てていた。

医師は死亡診断書にう
同審査会は議決の中で

「（医師は看護師によ
る）エタノールの誤注入
の事実を知っていたが、
敗血症を発症し死亡した
と認識していた」と指摘。
死亡診断書の交付時に
「（誤注入を）家族に告知
せず一時的に隠べいして
いたが、根拠もない虚偽
の死因を記載したとは考
えられない」と判断した。

京大病院人工呼吸器エタノール事件

検察審議会、不起訴相当

2006年4月8日 東京新聞夕刊